

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市民会館
- 2 指定管理者 熊本市中央区出水2丁目7番1号  
一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団  
理事長 宮原 國臣
- 3 指定期間 自 平成30年4月1日  
至 平成35年3月31日

(提出理由)

熊本市民会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。